



目 次

告 示

- 1 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 2 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）
- 3 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 4 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 5 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

告 示

◎新潟県告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成25年1月7日から平成25年2月4日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	熊森	換地計画書の写し	燕市役所

- 1 この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- 2 この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成25年1月4日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類
長岡都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 長岡都市計画市街化区域
ア 追加する部分
長岡市上条町字切欠、字加内、字八ツ口、字谷内、大町字仁平田、土合町字腰巻、高畑町字下表、高畑町字上表、町田町字寺田の各一部
イ 削除する部分

なし

(2) 長岡都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

長岡市上条町字切欠、字加内、字八ツ口、字谷内、大町字仁平田、土合町字腰巻、高畑町字下表、高畑町字上表、町田町字寺田の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 平成25年1月4日

至 平成25年1月18日

(2) 場所

ア 長岡市四郎丸町173-2 (〒940-8567)

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

イ 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト (〒940-0062)

長岡市都市整備部都市計画課

ウ 見附市昭和町2-1-1 (〒954-8686)

見附市建設課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。

◎新潟県告示第3号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類

十日町都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)(十日町市決定)

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第4号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類

川西都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)(十日町市決定)

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第5号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年1月4日

新潟県新発田地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成24年12月17日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
村上市田端町3687番1の内	5.00	41.64